

平成 29 年 1 月 22 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委 員 長 丸 野 達 夫

副 委 員 長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年11月22日（水曜日）午後1時32分～午後3時11分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案 件

- 1 これまで提出された記録等について
- 2 証人尋問の質問要旨等について
- 3 メモ等の持参について
- 4 出頭日時の変更について
- 5 証人喚問について
- 6 本委員会からの質問に対する回答について
- 7 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

経済部長	堀内隆博	経済政策課主幹	阿部有一郎
経済部次長	横内信満	経済政策課主幹	堀真
経済政策課長	工藤健志	関係職員等	
経済政策課副参事	中村敦		

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	石澤貴志
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聰
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田昌

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう御協力をお願ひいたします。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めることがあります。
議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、アウガ問題調査特別委員会証人尋問質問要旨一覧。こちらは主尋問と補足尋問の2種類があります。

次に、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答の補足として。

次に、メモ等持參願。

次に、出頭日変更のお願い。

以上の資料につきましては、委員のみの配付となっております。以降の資料につきましては、傍聴人の方にも配付している資料ですけれども、アウガ問題調査特別委員会証人尋問通告一覧。こちらも主尋問と補足尋問に分かれています。

次に、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答。こちらは3種類あります。配付資料は以上です。御確認をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 ただいま事務局の説明のとおり、配付資料に漏れはありませんか。なければ案件に入っていきたいと思います。

案件の1「これまで提出された記録等について」を議題といたします。

これまで提出された記録等について質疑を行います。中村委員。

○中村美津緒委員 証人喚問が11月28日から行われるわけですが、これまで市側から答弁をいただいたことに対しまして、事前の整理といたしまして、市側が答弁してきたことの整理をさせていただきたいというのと、再確認をさせていただきたいという思いから、きょうは経済部の方に来ていただきました。それでは、これから質疑に入ってよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

○中村美津緒委員 大きく項目を6つに分けて質疑させていただくことにいたしました。

まず、1つ目のガールフレンド・ヤマト運輸の質疑から始めさせていただきたいと思いますので、経済部の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。なお、通告をしておりますので、具体的なところは具体的に申し上げていただきたいというところと、あと、誰に聞いたのですかというところに関しまして、名前を答えられるところだけで構いません。特定の者が限定されて、その本人によって不都合が出るようなところも確認されて

いると思います。言えないところは結構ですので、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質疑させていただきます。一番最初に、予算特別委員会から今回の案件に関しましては質疑してまいりました。そこで平成 29 年 3 月 13 日の予算特別委員会での質疑でした。皆様にちょっとお手元に資料がないので、私の質疑にしかちょっと見ることができないと思いますが、3 月 13 日の予算特別委員会でした。直営店のガールフレンド及びヤマト運輸株式会社の造作工事について、当該案件を議論した取締役会の議事録等は存在するのかという私の質疑に対しまして、経済部のほうでは、取締役会の議事録の存在につきましては、青森駅前再開発ビル株式会社——以下、ビル会社と呼びますが、ビル会社に確認しましたところ、平成 24 年 4 月 26 日の取締役会において議論されており、現在もその議事録は保存されているとのことというふうな御答弁をいただいておりますが、本市として誰にどのように確認をしたのかお示し下さい。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀内経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの質疑につきまして、答弁の内容そのものというよりは聞き取りの状況についての御質疑ですので、もし許しいただければ実際に聞き取りをした担当者の方から直接お答えしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 そのようにお願いいたします。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 経済政策課の堀でございます。私が聞き取りをいたしましたので、私から御答弁させていただきます。

聞き取りの経緯及び内容ですが、平成 29 年第 1 回定例会予算特別委員会 2 日目の 3 月 14 日の暫時休憩時におきまして、私が青森駅前再開発ビル株式会社の鎌田統括部長に対しまして、たしか電話であったと記憶しておりますが、直営店のガールフレンド及びヤマト運輸株式会社の造作工事に係る取締役会の議事録の存在について確認を依頼いたしました。同氏からは「平成 24 年 4 月 26 日の取締役会の議事録で議論がなされていることを確認した」という旨の回答を得たものと記憶しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。それでは、その当時の鎌田部長がその議事録の存在を確認して、その議事録の中から見たということがわかりました。

続きまして、これは平成 29 年 3 月 29 日でした。アウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、ヤマト運輸出店に伴う内装費用の積算根拠はどのように積算されていたのかという質疑を私がいたしました。そのときの答弁

が、「ヤマト運輸側様から当時の予算で工事費の負担金として、協力金として支払えるのは 300 万円程度だっていうお話がありましたことから、その後の賃料と合わせましての交渉で 300 万円ということで相互了解したということあります」との御答弁でした。今だからこそ、過去のその取締役会議事録を確認した上で、ちょっとそのお話の整合性がとれないということでこの質疑になるのですが、この質疑もどなたがどのように聞き取りしたのかちょっと教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 経済部経済政策課の中村と申します。この件に関しては、私のほうが直接対応いたしましたので、私のほうからお答えいたします。

記憶では、私が当時ビル会社のほうを訪問いたしまして、当時の同社の営業企画部の明本次長さんほか、複数のビル会社の職員に面談した上でお話を伺って、ヤマト運輸出店に伴う費用負担についての聞き取りを行って確認した内容であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その 300 万円との具体的な数字を、その明本次長様から具体的な 300 万円というお話はあったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 記憶では、たしか 300 万円という具体的な数字はあったかと思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

同じく平成 29 年 3 月 29 日のことでした。これは、こういったヤマト運輸、いろいろそのガールフレンド等の設計した方がどなたかということは、この時点では私は知りうることができませんでした。そのときに、いろいろなこの設計したのは、建築会社——当時は建築会社 A、B、C と呼んでおりましたが、「設計した方というのは建築会社 A 社ですよね」という質問に対しまして、経済部の答弁は「そうであります」と答弁されておりましたが、まずこれは誰に聞き取りをしたのか。それで、そうですと答えたのか、教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの質疑で、まず当時ヤマト運輸のその見積書とその内容について議論がありまして、それで私のほうからその見積書の提出者といいますか、設計した方という説明をしたところで、その設計者が誰かというお話になったかと記憶しておりますけれども、どなたかに聞き取りしたということではなくて、この時点で、いわゆる見積書の内容が設計書の

内容を示したものと理解して、見積提出者が設計者であるという私の理解でもって、一応その建築会社A社ということについて、「そうであります」と御回答しておりますが、その後、委員の御指摘がありまして、改めて見積書の中に設計料が示されているということで、その建築会社がさらに別な会社に設計を依頼しているんだということが確認されまして、いわゆる設計者そのものについてはわからないということで、訂正させていただいて答弁しております。この件については、報告書の34ページの中段といいますか、上から13行目のところで訂正の答弁をしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

ということは、この建築会社A社ではなく、ほかの社が設計したということがこの答弁でわかりましたので、こちらはもうそれで事前整理をさせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の項目で、ガールフレンドの直営店の件についてお尋ねをさせてください。これは、仲谷良子委員の質疑でした。これはアウガ問題に関する調査特別委員会に、ガールフレンド出店に伴う委託費95万円となった根拠についてお尋ねしておりました。その委託費95万円の根拠について、答弁は詳細にお話をいただきました。内訳をお話しされていただいているのでお話しいたしますが、人件費相当分が約80万円、残りは仕入れに行くときの旅費等と答弁されております。具体的にはこの中に1人当たり20万円の人件費で掛ける4人分、そして残ったのがこの当時のオーナーである契約嘱託職員の給与だとか旅費に充てるというふうなお話でしたが、こちらは具体的な数字も出てきましたが、これはどなたに聞いてこのような答弁になったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらの聞き取り内容につきましては、私、堀が聞き取りしましたので、私から御答弁させていただきます。

私が青森駅前再開発ビル株式会社に訪問いたしまして、同社の明本次長を始めとする営業企画部の複数の職員に面談をいたしまして、委託費95万円の内訳について聞き取りいたしましたところ、「委託費95万円のうち約80万円が人件費で、残りは仕入れに行くときの旅費等である」という回答を得たものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 なぜそういう話をしてここで整理させていただいたかといいますと、今まで過日の調査におきまして、ガールフレンドの前オーナー

が委託費 65 万円であったということがわかりました。その 65 万円の内訳も人件費が先ほどおっしゃいました 20 万円より安く設定されており、今回その旅費等もビル会社が行うということで、そういったのは結構今のその 95 万円より低い数字だったので、なぜその契約嘱託職員がガールフレンドを引き継ぐときに 65 万円から 95 万円まで 30 万円上がったのかというその根拠をちょっとお聞きしたかったので聞きました。

同じく仲谷良子委員の質疑の中で、結局ガールフレンドには幾らつぎ込んだのか、改装費用そして売り上げ経費を差し引くと幾らの赤字総額だったのかという質疑に対しまして、答弁が、改装費用が 882 万円含む、経費は 1 億 1581 万 9000 円、売り上げが 1 億 1035 万 9000 円、よって差し引き 4728 万円の赤字と答弁されておりますが、実際にこの答弁で正しいのか、それともまた違った数字なのか、改めてお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部次長。

○横内信満経済部次長 経済部次長の横内でございます。この件に関しましては、私がアウガ問題に関する調査特別委員会の際に御答弁申し上げましたので、私のほうから御説明させていただきます。

アウガ問題に関する調査特別委員会における御答弁の中で、最初に、経費の 1 億 1581 万 9000 円に改装費を加えた 1 億 2463 万 9000 円と収入の 1 億 1035 万 9000 円を差し引き 4728 万円の赤字というふうに最初は申し上げましたが、その後の御答弁でこれは私の計算ミスであった旨を御説明いたしまして、スタートから閉店した平成 27 年度までの損益がトータル 546 万円の赤字で、これに投資金額、いわゆる改装費ですけれども、882 万円を足してトータル 1428 万円がガールフレンドに対する投資額であるというふうな形で訂正させていただいております。ちなみにですけれども、この答弁に関しましては、調査報告書の 71 ページになりますけれども、記載されておりますのよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。確認をさせていただきました。

そうすると、損益のトータル、改装費を抜いた金額 546 万円の赤字、これが正しいということでおろしいでしょうか。再確認でした。

○丸野達夫委員長 経済部次長。

○横内信満経済部次長 そのとおりであります。

○中村美津緒委員 わかりました。わかりましたというか、ここでちょっと 1 つ過日の調査と整合性がとれないところがありまして、前もこの場で申し上げましたが、在庫が当初 800 万円あったのが 200 万円になりまして、その分、評価損失ということで帳簿上からその 500 万円を差し引いたことになつ

ております。ということは、仕入れが発生して 500 万円がなくなったので、その 500 万円は、やはりマイナスになったと思うんですね。そうすると実際の 546 万円の赤字では済まないような私のイメージであったんですが、まあ間違いないという御答弁でしたので、私の今後の調査の対象にさせていただきたいと思います。（「聞かないのか」と呼ぶ者あり）多分答えられないと思います。

次に、藤原浩平委員の質疑でした。ガールフレンドを直営店として経営することになった経緯について聞いたことに対する答弁が、平成 24 年 4 月 26 日の取締役会において決定し、ガールフレンドをオープンさせたという答弁でした。これはいろんな質問事項に投げかけた結果、取締役会で決定したというのがいろいろとよく出てくるんですが、これも誰に聞いたのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらの聞き取りにつきましては、私が聞き取りいたしましたので私から御答弁させていただきます。

記憶では私がビル会社を訪問いたしまして、鎌田統括部長に面談し、ガールフレンドをオープンすることを会社としていつ意思決定したのか聞き取りしたところです。その結果、同氏からは取締役会の議事録を確認したところ、「平成 24 年 4 月 26 日の取締役会においてガールフレンドのオープンが意思決定された」との回答を得たものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これも議事録から私見ましたところ、確かに決定はされておりました。そこでちょっと確認のために次の質疑、これも通告しておりましたが、「ガールフレンドを 882 万円かけて工事をやらなければいけないというか、その必然性についてどう考えているのか」という質疑を藤原浩平委員はしておりました。そのときの答弁、これも同じく、平成 24 年 4 月の取締役会で議論されたというふうに伺っている。その直営店舗について実施するかどうかの議論はあった。でも実際、議事録には議論はされておりませんでした。ここでその単語が出てきます。「事業費まで詳細に議論されたかまでは承知していない」と答弁されております。実際に詳細に議論されておりませんでした。ということは、この方は取締役会の議事録をしっかりと読んでお伝えしたと思うんですが、これも誰からお聞きしたのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらにつきましても、先ほど御答弁したとおり、私がビル会社を訪問いたしまして、鎌田統括部長に面談いたしまして、ガ

ルフレンドをオープンすることを会社としていつ意思決定したのかと聞き取りした際に、造作工事の詳細や事業費の詳細についても議論されたかどうか確認いたしましたが、同氏からは「平成24年4月26日の取締役会の議事録には、造作工事の詳細や事業費の詳細まで議論された記録はなく、議論されたかまでは承知していない」との回答を得たものと記憶しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これで明らかになったのが、やはり実際の平成24年4月26日の議事録には、こういった造作の詳細あるいは事業費までちゃんとしっかりと議論がなされていなかったということが、明確に今なりました。ガールフレンドについては終わります。

続きまして、代表印の取り扱いについても何度か質疑をしてきました。代表印についてお伺いいたします。

これまで、いろいろなアウガ問題に関する調査特別委員会におきましても、元代表取締役社長の名前が間違っているにもかかわらず代表印が押印されているのがわかったと。これはあり得ない話ではないか、というふうに私は何度もお聞きいたしました。代表取締役社長には、ちゃんとこれ確認とったんですかというふうに私は聞きました。代表取締役、当時の方に聞いたんですかと私は尋ねたんですが、御答弁は、契約したものは社長以下に呈覧するというルールがあります。その呈覧板には社長の名前と判こが押されていたのを確認できたので、お忘れになっていたのではないかとの答弁でした。しかしながら、当時の元社長に質問を投げかけまして返ってきた答えは、いや、認識はなかったという答弁で、正直言ってこれは食い違っているものでしたので、改めて事前の整理といたしまして確認いたします。これは市側として、誰にどのような聞き取りをしたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらにつきましても、私が聞き取りいたしましたので私から御答弁させていただきます。

記憶では私がビル会社を訪問いたしまして、管理部の複数の職員に面談をいたしまして、当時の代表取締役社長は契約書を閲覧していたのかどうか聞き取りをいたしましたところ、「契約書締結後は社内で必ず呈覧しており、社長も見ているはずである」との回答を得たため、当該契約書を呈覧する際に取締役社長及び社員が呈覧後に各自の判こを押す用紙を直接確認いたしました。その結果、社長の欄に社長個人の判こが押されていたところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

しかしながら、今のお答えと実際に来た回答書は全く違った内容でした。

先ほど複数の管理部のスタッフというお話でありましたが、これはあくまでも聞いた話であると思うんです。その社長以下が呈覧する呈覧板、これ市側はみずから目ので確認したものでしょうか。

○丸野達夫委員長 堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 その管理部の複数の職員から私がお話を伺いました、私が直接その呈覧板に社長の判こを押されているものを確認いたしました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 再度お尋ねいたします。これは当時の社長の認印か何かが押されていたということでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 当時の社長の個人名の判こが押されておりました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは来た回答とまた違うということでありましたので、これもさらに疑義が、疑惑が深まったということあります。

続きまして、藤田誠委員の質疑がありました。これも社長印、代表印のことでした。「工事発注のときの社長印の管理人は、常務さんでよろしいんですか。」という御質問に対しまして、市側の答弁は、「現在話になっている工事の時点であればですね、そのときは常務取締役です。」と答弁されております。当時といえば、スイーツコーナー、ガールフレンド、食街道を指しておりました。社長印の管理は——これ実名は言ってもいいんでしたっけ。（「問題ない」と呼ぶ者あり）木村勝治常務取締役で間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらについても私が聞き取りをいたしました。私がビル会社を訪問いたしまして、こちらも管理部の複数の職員に面談し、確認したところであります。

社長印の管理について聞き取りしましたところ、「管理規定上、常務が管理することとしており、当時の常務が管理していた」という回答を得たものと記憶しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。このたび、11月28日に証人喚問がありますので、当時の代表取締役社長から来た回答書と、今、市側のおっしゃった答弁、そして、木村勝治常務のおっしゃっていることの矛盾点が結構あり

ましたので、これもしっかりと証人喚問で事情を、お話を伺いたいと思います。

続きまして、実績報告書に移ります。

これは、1問だけでした。ただし、この1問の質疑が非常に重要な質疑でした。5月7日議事録、これは市側に通告しておりますが、どういう内容の文章なのは、もう把握されておると思いますが、この5月7日の議事録の作成者は青森駅前再開発ビル株式会社がつくったものかというふうな御質疑をいたしました。というのは——これも今まで何度か出てきましたので、実名を申し上げますと、エス・アイ・アール建築計画事務所のロゴマークが入った実績報告書が添付されていたものでした。なので作成者は、青森駅前再開発ビル株式会社かという御質疑に対しまして、市側の答弁は、「このペーパーは青森駅前再開発ビル株式会社が添付してきたもので、青森駅前再開発ビル株式会社自体が作成したものではありません」という答弁でした。このような断定とした答弁というのは、これは誰から聞いてそのように答えたのかお示しください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま、5月7日の議事録についての誰に聞き取り、調査して答弁したのかという御質疑であります。

先ほど、中村委員からもお話がありましたように、実績報告書の中にある書類についての御質疑でした。私どもも補助事業者として実績報告書を受け取っていまして、これも委員がおっしゃったように、ある会社のロゴマークの入った書類として添付されていました。したがいまして、私どものほうでも作成者はビル会社じゃなくてロゴマークの入った会社であると私の判断で、特に誰かに聞き取りしたわけではなくて、お答えした次第であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

そうすると、誰かに聞いたのではなくて実績報告書に挙がっているその文章を見て、右側のほうにエス・アイ・アール建築計画事務所のロゴがあったので、この書類はそちらのほうがつくったんじゃないかなという判断で答弁したことでした。

しかしながら、エス・アイ・アール建築計画事務所は、この件に関しては否定されておりますので、そうなると、また誰かが恣意的につくった文章ではないかなという疑いもまた出てくるものでした。こちらの答弁ありがとうございました。

続きまして、地下飲食店の郷土料理店「りんご箱」について、これもいろいろ疑義が生じておりますので、御質疑させていただきます。

奈良岡委員の質疑でした。これは答弁なんですけれども、「やめたお店の後ですね、出店する予定だった方に提示しようとしていた出店料よりも高い出店料で契約いただけたということで、工事のほうを当面立てかえるという判断をしたと伺っております」と答弁されております。この質疑の意図も、実際に工事費をビル会社が負担した、これは大問題だろうという奈良岡委員の質疑でした。なぜならば、出店契約書には、テナント出店に伴う内装費は乙が負担すると明記されているということが奈良岡委員の指摘したことでした。そういうことで、こういった答弁になったのですが、こちらも詳細にお答えしたということは、これは誰かに聞いたと思うんですが、どなたに聞いたことでこのような答弁になったのかお示しください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらの聞き取りにつきましては、私が聞き取り等いたしましたので、私が答弁いたします。

私の記憶では、私がビル会社を訪問いたしまして、同社の明本次長初めとする営業企画部の複数の職員に面談いたしまして、「りんご箱」のテナントの出退店の経緯について聞き取りをいたしましたところ、「当時、出店交渉の過程で約 2000 万円の工事費を会社で立てかえて賃料でもらうという判断をした」との回答を得たものです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

また、複数の職員ということでしたが、その中に役職のついた部長、次長はいらっしゃったものでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 役職のついている職員といたしましては、営業企画部の明本次長であります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。実際、この明本次長がいろいろと当時の取締役会にも出席しておりましたので、内容をよくわかっていたと思います。ですから、こういったお話がされたんだろうと。ようやく過日の調査からわかった次第でした。

続きまして、同じく「りんご箱」出店に伴う内装工事についてでした。

これは何度も議論されてきましたが、内装工事約 2000 万円、これをビル会社が負担しております。約 2000 万円の工事費が新たなテナント出店に伴う工事費の総額かどうか改めて確認いたしました。その結果、約 2000 万円は新たなテナントの出店に伴う造作工事の一部として負担した。この内装費 2000 万円のほかにテナント出店に伴う一部を負担したとお答えしているのですが、

その一部を負担した、これはどなたに聞いて一部を負担したということがわかったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。堀経済政策課主幹。

○堀真経済政策課主幹 こちらも、同じく営業企画部の明本次長など複数の職員の方から面談し、聞き取りしたものであります。こちらの「りんご箱」出店に伴う内装工事約2000万円は、工事費の総額かどうかということで聞き取りをいたしました。その結果、「約2000万円は新たなテナントの出店に伴う造作工事の一部として同社が負担したものであり、それ以外に出店者が工事費を負担する内装工事も行われたが、その工事費については把握していない」との回答を得たものと記憶しております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これは、過日の調査で私がわかったことですが、この2000万円のほかに内装工事を施工した建築会社は、実際の工事費を負担していないという私は疑義を持っております。

そこで、改めてお尋ねしたことがありますて、このような答弁が返ってきました。当時の出店者の代表に対しまして平成29年4月5日に電話で問い合わせをいたしましたが、出店に係る工事費は負担したものの、公表については差し控えたいとの回答があった。つまり、本人も出店にかかる工事は負担した、一部を負担したとおっしゃっております。この出店者の代表者とは一一実名を申し上げますが、沼田建設代表取締役沼田智光氏で間違いありませんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。阿部経済政策課主幹。

○阿部有一郎経済政策課主幹 経済政策課の阿部でございます。ただいまの件に関しましては、私が4月5日に出店者の代表者に対しまして電話で問い合わせをいたしましたので、私のほうから御答弁申し上げます。

ただいまのお尋ねでありますと、市の顧問弁護士のほうから、相手方の了解を得ずに個人が特定される内容を述べた場合、訴訟リスクがあるという指摘がされておりすることから、個人が特定される内容の御質疑については、回答を差し控えさせていただきたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ここも私が独自で、当時一番最初に「りんご箱」に出店した方から、沼田建設様とのいろいろな……。契約書等を見させていただきまして、実際その工事費が記載されていないものが出てきましたので、これから調査でしっかりとお聞きしてまいりたいと思います。

最後になりますが、見積もり合わせについて。これが一番市側とのやりと

りで非常に混乱を招いた質疑でした。それで、今回競争見積もりをした業者1社から回答書が届いて、それを見て今までのいろいろな明らかになったところが出てまいりました。それを踏まえて、過去の見積もり合わせについての市側の答弁を事前整理——最終整理させていただきたいと思います。今回のお話、答弁いただいたことが証人喚問で私たちが聞くことの土台となりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず一番最初、3月13日の予算特別委員会で競争見積もりに対するルールをお尋ねいたしました。そのルールのお尋ねに対しまして、市側は「実績報告ということで書面で3社の見積もりを添付していただいておりまして」「3社の見積もりが提出されておりまして、一番安いところと契約を結んでいるということになりますので、書類上は当面問題ない」という御答弁をいただきました。先ほども実績報告書、これは全て市側が判断するという答弁を何度もいただきましたが、そこでお尋ねいたしますが、この実績報告書は実際何名の市の職員でチェック、精査したものでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 ただいまの件については、私のほうから御回答いたします。

実績報告書につきましては、青森市「食」街道めぐり事業補助金の交付額の確定をする際に必要な書類であります。その際に、当然にして決裁をとるわけなんですが、その決裁においては、副市長以下経済部の職員を含めて全部で6名によって内容を確認しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうすれば、副市長もこの実績報告書は見たということでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 副市長も当然にして見ております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 では、副市長は市側として、またこのビル会社の役員としてもいろいろとチェックに携わっていた。法人格は違うものの、同じ人がチェックしたということをここで重要な証言をいただきました。

続きまして、同じく予算特別委員会で、見積もりを提出した業者に見積もり提出に至る経緯を聞くようにお願いいたしました。実際に出した業者へ聞いてくださいとお願いしたところ、御答弁は、「食」街道めぐり事業に関する3社の見積もりについて、発注した業者が——ある会社が集めたという御指摘がありまして、「取り急ぎ電話で当時のこういう経緯を確認したところ、A

社からは青森駅前再開発ビル株式会社からの見積書の提出の依頼を受け提出した」「他社の見積書は取りまとめをしていない」という御答弁でした。これは、そうすると実際にA社へ確認したと思うのですが、このA社とは誰に確認したのでしょうか。ここは重要な部分でしたので、名前が言えなければ構いませんが役職だけでも教えていただければと思います。お願いいいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。阿部経済政策課主幹。

○阿部有一郎経済政策課主幹 ただいまの件については、私のほうから御答弁申し上げます。

私の記憶では、中村委員からの御指摘を踏まえまして、平成29年第1回定期会予算特別委員会2日目3月14日の暫時休憩時において、私がアウガのほうに赴きまして、私の立ち会いのもと、青森駅前再開発ビル株式会社統括部長の鎌田信也氏からA社の代表取締役に対しまして、電話にて「食」街道めぐり事業における見積もり合わせの方法について、具体的には誰から依頼を受けてどのように提出したか、また、その他社の見積書の取りまとめを行ったか等につきまして、確認したところであります。

その結果、A社の代表取締役からは、「青森駅前再開発ビル株式会社から見積書の提出依頼を受け、同社に見積書を提出した。他者の見積書は取りまとめをしていない」との回答があったところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これは、ある報道機関の関係者が代表取締役社長にインタビューしたところ、市側は多分聞いたと思うんですが、当時の営業担当に全て任せていたので、市側から聞いて初めて知ったというふうにインタビューで答えているので、こちらの当時の市側の答弁、代表取締役がお答えしたことと後のインタビューで答えたことの矛盾点もありましたので、これも今後の調査でしっかりと聞いてまいりたいと思います。

続きまして、3月29日、ここからはアウガ問題に関する調査特別委員会に変わります。改めまして、お聞きいたしました。そのとき、これは経済部長が提出した業者からは、「当時の受注業者、落札した業者です——この担当者から依頼があり、見積書を提出したこと」とありますが、こちらは見積もり合わせにつきまして、先ほどからいろいろと答弁が変わってまいりました。これは、変わったということは、何か変化があったのか。どのように聞いたのか教えていただけますでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 3月27日に私と当課の職員が手分けして、見積もり提出業者の代表者等に直接個別に面談した際に聞き取りした内容であり

まして、その内容を3月29日に御答弁しているということです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これは、個別に面談した際どのような聞き取りをしたのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 この件に関しましては、見積もりの競争参加業者3社の代表者等に対しまして、5項目について直接面談をして聞き取りを行っております。1点目としましては、見積もり競争への参加の有無がどうだったのかということ。2つ目としては、見積もりの競争依頼・仕様書の受領元、そして受領の方法について。3点目については、見積もりの提出先、そして提出方法について。4点目として、見積もりの作成・提出に係る第三者との相談、または指示の有無について。5点目として、その他記憶に残っていること。この5項目について聞き取りをしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

競争見積もりに参加した業者の1社から回答書が、また改めて届いたものを見させていただきました。当時市側とお会いしたときは、確かに聞かれたことしか答えなかつた。今になって記憶がいろいろとよみがえってきたものもあるので、そういうことで報告書という形で上げていただいたのが、タブレットのほうに送信されてきたわけですが、このことによっていろいろと明らかになった点もありました。ただ、1社だけは、どうしてもその見積もりをした業者と全然違うことがまた回答に残ったままでしたが、この時点では、受注業者から依頼があり見積もりを提出したとありますが、見積もりを提出した2社のそれぞれ回答は、今現在来ている回答と違うものだったんですが、そのときはこの2社はどのようないい回答であったのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 その当時、回答があった内容といたしましては、1点目の見積もり競争への参加の有無につきましては、2社のいずれからも参加した旨の回答がありました。2点目の見積作成の依頼元につきましては、2社のいずれからも受注業者の担当者から依頼があつて、見積もり金額等については、相談や指示等は受けていないと回答がありました。3点目の見積もり提出先及び提出方法につきましては、2社のいずれからもどのように提出したか覚えていないとの回答でした。4点目、見積もりの作成・提出に係る第三者とのかかわりについては、2社のいずれからも第三者のかかわりはない旨の回答がありました。最後5点目、その他記憶に残っていることの

有無につきましては、2社のいずれも特がないということでした。以上の回答をいただいております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

ちょっとここで重要なところではあるのですが、委員長、これはタブレットに送信されてきた見積もり競争した者の報告書——回答書ですか、補足ということで来たのですが、今ここでお話ししてもよろしいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 全然問題ないです。

○中村美津緒委員 先ほど、価格の相談は受けていないと2社はそうおっしゃっておりますが、1社からは当時の建築会社A社の従業員の方がうちの会社に来て、価格の相談をし合いながら見積書を作成したというふうなお答えをいただきました。見積もりの価格の相談があったことは間違ありませんという内容でした。これまでの市側の答弁は、見積もりを依頼したのは建築会社A社だろうがどこでも関係ないと。ただ、東北経済産業局にも確認したところ、価格の指示や相談がなければ、不正があったとは言えないという答弁でした。ということは、今回その1社に関しまして、価格の相談があったことは間違いないということは、これは東北経済産業局が言う価格の相談があったのであれば、不正ということになるということでしたので、こちらもしっかりと見積もり依頼をした者が11月28日に証人喚問されますので、ここをしっかりとお聞きしてまいりたいと思います。

引き続き、同じような時系列にまとまった質問になるんですが、20番ですが、「青森駅前再開発ビル株式会社の当時の担当者にお伺いしたところ」というところです。なぜ、ビル会社が見積もりを依頼したのではなくて、施工した建築会社A社が見積依頼したのかという質問に対しまして、市側は「テナントの工事は通常テナントが実施するため、自社発注工事における積算、施工管理等のノウハウを有していない会社が、そういう管理等のノウハウを有していないことから、結果として準備段階から当時の内装管理業者の担当者に頼る形になっていたが、受注金額や発注業者をあらかじめ決定したことではないということ」と答弁されております。これは、実際矛盾点がいっぱいある答弁だったのですが、これは本市としてビル会社の誰に聞き取りをして、このような答弁になったのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。阿部経済政策課主幹。

○阿部有一郎経済政策課主幹 ただいまの件でありますけれども、聞き取りを行いました私のほうから御答弁いたします。

記憶では3月の予算特別委員会におきまして、見積もり競争参加者3社の間で、見積もり提出方法について通常と異なるやり方があったのではないかという御指摘がありましたことから、アウガ問題に関する調査特別委員会の

開催に先立ちまして、私がアウガに赴き、青森駅前再開発ビル株式会社の営業企画部の明本次長など複数の職員に面談し、工事発注及び見積もり競争の実施方法について聞き取りを行った際、確認した内容であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

このようなやりとり、ほとんど当時取締役会にも出席していた明本次長という、その単語がよく出てまいりますので、こちらの方にも証人喚問になるのか参考人になるのかわかりませんが、これは明本次長にもこの内容のお話を伺わなければいけないような感じではないかなと考えました。

そうしますと、見積書の取りまとめにつきましてはいろいろと大分わかってきたものがありますので、ある程度飛ばすところは飛ばしてまいります。

しかしながら、ここで1つ、沼田建設が——これは社名を出してしまいましたが、建築会社A社が見積書を取りまとめたのではないかという質疑に対して、新たな単語がここで出てきました。「見積金額についての相談や指示等は受けていない」「いわゆる物理的な紙としての受け渡しはあったといたましても、価格等を操作する目的での取りまとめということはない」というふうに、物理的な紙という単語が出てまいりました。表現が変わってきているんですが、これは、ここで表現が変わったということは、新たなお話があったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。中村経済政策課副参事。

○中村敦経済政策課副参事 新たなお話があったということではなくて、ヒアリングした際に、見積もり参加業者2社の代表者等への見積もり提出方法に関する聞き取りの結果については、2社の代表者等のいずれからも「受注業者の担当者から依頼があって、見積金額等については相談や指示等は受けていない」という回答があったほか、見積もり提出先及び提出方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、「2社のいずれからもどのように提出したか覚えていない」という回答があったということであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

次の質疑をしましたら、ほかも見積書が適正に行われたかどうかの質疑ですが、先日聞きました見積もり提出業者から来た回答書と今の市側の答弁で大分具体的なところがわかつてきましたので、あとは省きたいと思います。

その前に1点だけ、これは藤田誠委員の質疑でした。「事業の決断と業者の選定というのは、あくまでもその会社の取締役会なり、総会なりで決められることだと。だから、方針において何あるかにあると、これ取締役会が最終

的な決断の場と考えてよろしいですか」という質疑に対しまして、市側は、「アウガにおいても最終的な判断、決断の場は、取締役会であると認識しております」と答弁されております。この答弁内容で間違いないか、最終的な御答弁をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求める。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガについての最終的な判断、決定権が取締役会であるという私の回答についてですけれども、会社の業務執行に当たっては、通常、会社法第362条の規定に基づきまして、取締役はその全員で取締役会を構成し、取締役会が会社の業務執行その他株主総会の権限以外の事項について、会社の意思を決定することになると定められておりますので、いわゆる会社法に基づいて運営されるアウガについては、最終的な判断、決断の場は取締役会であるという認識は、現在でも変わっておりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。重要なお話をありがとうございました。

それでは最後の質疑でした。これは過日の調査で、取締役会議事録においていろんな見えないところが見えて解明できたり、明らかになったところも本当にたくさんあったんですが、これは市側が議事録を最初から見ていれば、答弁内容が変わっていたのではないかと思われるところがたくさんありました。結果として市側は、取締役会の議事録、これを見ることができたんでしょうか。実際——これは何と言うんでしょうか、議事録を見なかつたのか見れなかつたのか。見なかつたのと見れなかつたのでは全然違うんですが、これは市側は実際どうなんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求める。経済部長。

○堀内隆博経済部長 会社の議事録についてのお尋ねですが、取締役会の議事録につきましては会社法の定めがありまして、株主としては、その権利を行使する必要があるときは、裁判所の許可を得て閲覧または謄写できるということになっております。株主の権利についても会社法上定めがありまして、その権利行使に当たるものについては閲覧できるものの、それ以外のものについては閲覧できないんだと、さらには裁判所の許可が要るという制度上の状況があります。

ただ、今回の場合、必ずしも株主の権利行使に当たらない部分についてもさまざま御質問もありまして、市といたしましてはそういうふうな議会あるいは特別委員会の審査等について、法の制限によることなく真摯にお答えしたいという考え方のもと、会社にも協力を求めまして、いろいろと必要な情報を提供していただいたという状況ですので、議会でお答えするために議事録を閲覧するとかということについては、考えておりませんでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの経済部長の答弁に補足すると、会社法の第371条で規定されておりました。中村委員。

○中村美津緒委員 ということは、見なかったのではなくて、見れなかつた事実があつたので、ビル会社側の当時の部長なり次長なり、当時のスタッフから聞くことしかできずにその聞いたことを答弁してきたということで間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今、中村委員の御指摘のとおりであります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

それでは、今までの答弁のいろんな食い違い、いろいろとビル会社側から聞いたことをそのまま市側は一生懸命伝えてきたんだ、その結果こういうふうになつたということがよくわかりました。

でも、その中で、いろいろな役職がついている方のお話というのは、全くもって議事録と違っているお話等もありました。ゆえに、いろいろな混乱を招いてここまで来たということもよくわかりましたので、今後の調査に、今いただいた市側の答弁を生かして、これからも明らかにしていきたいと思いました。

経済部におかれましては、また改めて質問に答えていただきまして、お忙しい中来ていただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○丸野達夫委員長 これにて質疑を終了いたします。

理事者は退席していただいて結構であります。

〔理事者退席〕

○丸野達夫委員長 それでは案件の2「証人尋問の質問要旨等について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 それでは案件の2です。

前回、11月13日の本委員会におきまして、証言を求める事項の質問要旨につきましては、本日の委員会で確認することとしておりました。

お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 証人尋問質問要旨一覧」をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、委員長が行う主尋問と各委員が行う補足尋間に分けて記載しております。証言を求める事項ごとに質問要旨とその尋問者を記載しております。なお、証人尋問質問要旨一覧の主尋問のほうの資料の6ページをごらんください。

こちらは、元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹氏に対する質問要

旨であります。証言を求める事項の番号 10 です。こちらの「青森駅前再開発ビル株式会社について」の証言を求める事項につきましては、今回追加した事項であります。前回の委員会では、証言を求める事項として議決しておりませんことから、この内容でよろしければ、後ほど追加で御議決していただくこととなります。

なお、当日の証人尋問の流れといたしましては、まず、委員長が人定尋問及び主尋問を一括して行い、次に証言を求める事項ごとに、各委員が補足尋問を行う流れを考えております。また、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役から、「『アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答』の補足として」の文書が提出されているので、こちらの内容も御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございました。

証人尋問の資料は、ただいま説明のあったとおり質問していくことでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 ここで私から提案ですが、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役からの補足の回答を見ますと、証人尋問で質問する予定の内容が網羅されておりすることから、当該文書をもってムラヤマ建設工業株式会社に対する調査は終了することとし、同社代表取締役の出頭請求を取り消したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「よろしいです」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、改めてお諮りしたいと思います。

「出頭取り消しの件」を議題といたします。

去る平成 29 年 11 月 13 日に地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る 11 月 28 日 午前 11 時にムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏を証人として本委員会に出頭を求めるなどを議決いたしましたが、諸般の事情により、出頭請求を取り消したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏に対する出頭請求を取り消すことに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹氏に対し、証言を求める事項を追加することについてお諮りいたします。

「証言を求める事項の追加の件」を議題といたします。

去る平成 29 年 11 月 13 日に地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹氏を証人として本委員会に出頭を

求めることを議決いたしましたが、証言を求める事項として、「青森駅前再開発ビル株式会社について」を追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、証言を求める事項として、「青森駅前再開発ビル株式会社について」を追加することに決しました。

なお、質問要旨につきましては、それぞれの証人にも送付することといたします。

案件の3「メモ等の持参について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは案件の3です。

証人藤本淳氏から、御本人が本委員会に過去に提出しておりました回答文書等を参考に証言をしたいとの理由で、11月18日付で、メモ等持参願が提出されておりまますので、このことについて御協議をお願いしたいと思います。なお、その他の証人からはメモ等持参願の提出はありませんでした。

また、補佐人同伴願の提出につきましても、藤本氏含め6人の証人の方からは提出はありませんでした。

さらに、事務局において6人の証人の方に、証言において支障の出る傍聴者について確認したところ、特段そのような傍聴人の申し出はなかったこともあわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 証人藤本淳氏から、本人が本委員会に提出した回答文書等を参考にしたいとの申し出がありました。これについて許可することでよろしいでしょうか。中村委員。

○中村美津緒委員 百条委員会のハンドブックによって、メモ等の持参が原則として認められないようなことを書いていたんですが、メモ等を持参しても私はいいと思うんですが、まずそれが実際に認められるのかどうかと、これは委員長は一度このメモを委員長として確認するんでしょうか。

○丸野達夫委員長 ハンドブックによりますと、メモ等の持参に対するは委員会の許可があればできるということにはなっておりまますし、この場合――確認しようとは思っておりますが、藤本さんが出した文書ですので、本人の文書を見ることは、私はさほど問題はないかなと思いますけれども、それは皆さんの御判断に委ねますけれども、私としては本人のメモなので問題ないのかなとは思います。どうしてもだめだというのならそれはだめにしますけれども。問題ありますか。中村委員。

○中村美津緒委員 ハンドブックには、たしかメモ等を見ることによって実

際のその場での聞いたことに対する証言がどうのこうのという記載がありませんでしたか。

○丸野達夫委員長 議会事務局、説明できますか。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 基本的な考え方といたしましては、あくまでも証言というのは証人の方の記憶の内容を事実として残っている部分を証言していくだくことを原則としておりますけれども、メモ等の持参につきましては、過去の自分の記憶を書きとめた内容をメモとして持参することについては、委員会なり委員長の許可があれば、持参すること自体は妨げないのではないかというふうな趣旨の回答になっておりますので、あくまでもメモ等の持参につきましては、委員会の協議によって許可するかどうかをお諮りするというふうに考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 民事訴訟法第203条によりますと、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則としてできないというふうになっていますが、ただし、裁判長の許可を受けたときはこの限りでないという規定になっております。

百条委員会でも許可なくメモ等の資料を持参し、これに基づいて証言したとしても、証言自体の有効性は失われないことに留意が必要ですというふうになっていますので、問題なければ認めて構わないのかなと私は思いますけれども、それは皆さんで御判断してください。中村委員。

○中村美津緒委員 委員長がメモを拝見してよしとすれば、私は認めても構わないと思いました。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。赤木委員。

○赤木長義委員 百条委員会ですから、事実をきちんと述べたいという思いから、メモを見て発言したいということで出されたんだと思うので、許可してもいいかと思いますけれども、委員長が言った一一個人のやつを委員長がまた見るというのも、それは委員長もまたつらい部分があるだろうし、私は出してもいいと思いますけれども。

○丸野達夫委員長 藤本氏のメモですからね。

ほかにありますか。それでは、これを許可することでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、証人藤本氏のメモ等の持参を許可することといたします。

また、藤本氏以外にも、本委員会からの質問に対し文書で回答している証人として、木村勝治氏がおります。

同氏からは、メモ等の持參願が提出されておりませんが、円滑に証人尋問

を行う観点から、同氏が本委員会に提出した回答文書を参考に発言することを許可したいと思いますが、それもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、証人木村氏の、本委員会に提出した回答文書の持参を許可することといたします。

○丸野達夫委員長 案件の4「出頭日時の変更について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の4であります。お手元に配付の資料「出頭日変更のお願い」をごらんください。

証人福島政樹氏から、11月18日付で資料のとおり出頭日変更の申し出があったところであります。

申し出の内容といたしましては、11月13日に新たな職場に勤め始めたばかりであり、仕事を休むのは非常に難しい状況のため、職場が休みとなる第2・第4土曜日か日曜日に変更していただきたいとのことであります、このことについて御協議をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 福島氏から出頭日変更の申し出であります、私としては、福島氏の出頭日の変更を求める理由については、しんしゃくすべき内容と考えており、顧問弁護士の予定等を勘案し、12月3日日曜日午前10時30分に出頭日時を変更したいと思います。いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、改めてお諮りしたいと思います。

「出頭日時の変更の件」を議題といたします。

去る平成29年11月13日に地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成29年12月4日午前10時に青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹氏を証人として本委員会に出頭を求めるなどを議決いたしましたが、出頭日時を平成29年12月3日午前10時30分に変更したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、出頭日時を平成29年12月3日午前10時30分に変更することに決しました。

案件の5「証人喚問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の5です。お手元に配付の資料「アウガ問題調査特別委員会 証人尋問通告一覧」をごらんください。

こちらの資料のとおり、委員長の主尋問といたしまして5件、補足尋問と

いたしまして新政無所属の会会派及び日本共産党会派から計8件の証言を求める事項が提出されておりますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 有限会社アクティブワークス代表取締役については、証人尋問通告一覧に記載のとおり計13件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議いたします。

福島氏の当初の出頭予定日時でありました12月4日午前10時にしたいと考えますが、いかがでしょうか——要は、福島さんがあいたので、そのところに入れたいと。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 (「12月4日午前10時ね」と呼ぶ者あり) そうです。

それでは、証人喚問する日時は、12月4日午前10時、開催場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議は調いましたので、改めてお諮りいたしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成29年12月4日午前10時、議事堂第3・第4委員会室において有限会社アクティブワークス代表取締役川田清明氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、「有限会社アクティブワークスについて」、「青森駅前再開発ビル株式会社とのかかわりについて」、「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業の内容について」、「同事業受注に至る経緯について」、「同事業における青森駅前再開発ビル株式会社から示された仕様書について」、「同事業における青森駅前再開発ビル株式会社からの見積もり依頼方法について」、「同事業における見積書の提出方法について、同事業で提出した見積書の内容について」、「同事業における株式会社ジャパンクリエイティブ及び株式会社東北博報堂の見積書について」、「同事業における見積書作成に当たり、青森駅前再開発ビル株式会社から受けた説明の具体的な内容について」、「同事業における見積書提出業者とのかかわりについて」、「同事業におけるテレビCMの見積もり作成方法について」、「同事業におけるテレビCMの発注方法について」証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、川田清明氏を証人として本委員会に出頭を求めるに決しました。

案件の 6 「本委員会からの質問に対する回答について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の 6 であります。去る 11 月 13 日付で青森駅前再開発ビル株式会社の元代表取締役社長の古山氏及び澤谷氏並びに元代表取締役副社長の加賀谷氏に対しまして文書で本委員会から質問いたしましたところ、資料「アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答」のとおりそれぞれ御回答いただいたところであります。内容の御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 委員の皆様には、事前に内容を御確認のことと思いますが、それぞれの回答について協議してまいりたいと思います。

まず、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長古山氏からの回答について、御意見等ありますか。まあ、記憶がないということですし、そういう認識はなかったということなので、それ以上求めることは不可能かなと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 では、古山氏からの回答については御意見がないということにいたします。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長澤谷氏からの回答について、御意見等ありますか。山脇委員。

○山脇智委員 この回答書を見たんですけども、やっぱり具体的な内容性に欠けますし、また、調査事項についてもっと詳しく証言を――この回答がすべてだと言われればそれまでかもしれないですけれども、ただ余りにも内容が大ざっぱですので、やはりもっと詳しく話を聞く必要があると私は思っていますので、後ほどですけれども、証人喚問の要求書を提出したいと思っています。

○丸野達夫委員長 済みません。今提出してもらえますか。どうせ出すんだったら。

[山脇智委員「では、今提出を」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 ただいま山脇委員から澤谷氏の証人喚問の要請がありました。これについて、御意見等ありますか。

[赤木長義委員「要求内容がわからないんじゃ……」と呼ぶ】

○丸野達夫委員長 そうですよね。待ちましょう。

[要求書を各委員に配付]

○丸野達夫委員長 全員に配付されましたでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、このことについて協議したいと思いますが、御意見等ありますか。要は、報告内容が不十分だから呼んで聞きたいと。

[山脇智委員「そうです」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 とのことだそうです。証人喚問する方向でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 では、そのようにしたいと思います。

証言を求める事項に関しましては、後ほど、事務局から一一説明しますか。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 ただいまの協議で元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長の澤谷氏に対する証人喚問の方向の協議が調ったところであります。

今後の段取りといたしましては、これまでと同様ですけれども、証人尋問通告書を提出していただく形になります。要するに、具体的に証言を求める事項を各会派から提出していただく形になりますので、提出期限につきましては、次回の本委員会の開催が 11 月 28 日になっておりますので、もしよろしければ 11 月 28 日までに証人尋問通告書を提出していただきまして、それにかかる内容等につきましては 12 月 3 日か 4 日もまた証人喚問で本委員会を予定しておりますので、その際に証言を求める事項の内容等について御協議の上、最終的には証人喚問を議決していただくというふうな流れになりますので、そのような段取りでよろしければ準備させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 最後に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役副社長加賀谷氏からの回答について、御意見等ありますか。中村委員。

○中村美津緒委員 加賀谷氏に対しましては、副社長という立場で質問をいたしました。その質問した回答でありますが、正直、私がこれまで調査してきた内容、そして議事録に記載されているものと異なっていることが多く存在いました。

質問 2 でありますが、直営店ガールフレンドの出店に至るまでの経緯、こちらも加賀谷元副社長としての回答が取締役会議事録とまた異なるところ。

質問 3 、ヤマト運輸株式会社の出店に至るまでの経緯、こちらも取締役会議

事録とまた違うというところ。質問4に関しましては、これだけが唯一合っていたものがありました。質問5、この販売促進費につきましては、出店者会と非常にもめていた内容であります。ここを加賀谷元副市長が副社長という立場で記憶にないということは許されない、これは大事な内容ありました。そこはまず残念だったというところ。そして質問の6、リーシングの手法も、この当然美化して書いたような答弁に対しましても、こちらも少し残念だった。そして特に質問7がありました。株式会社BSMモニタリング資料について、青森市と青森駅前再開発ビル株式会社と共有できていたのかという回答につきましては、「情報共有が図られてきたものと記憶しております」。これも全く違う話であります。共有できていないからビル会社が株式会社BSMへ80万円ほどの経費をかけて、会社の経営検証を実施するべきではないかというふうなことが、取締役会議事録に記載されておりましたから、これも加賀谷元副社長の思い込みが激しい、美化して書いてきた回答というふうなことで、私はとても違和感を覚えたものがありました。

この内容だけでは今後の調査に生かすことが全然できませんので、当時の副社長として加賀谷氏が出席していたわけでありますので、私は加賀谷元副社長を証人喚問で呼ぶべきだと考えております。当然にして私は、当時の最高責任者でありました前市長である鹿内前市長にもお話を伺わなければいけないというふうなことを考えております。

よって、私はこの場で加賀谷元副社長を証人喚問として要求したいと思います。

○丸野達夫委員長 では、要求書を配ってください。

[要求書を各委員に配付]

○丸野達夫委員長 要は、この回答は不十分だから加賀谷氏を呼びたいということですね。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 ただいま中村委員より加賀谷氏の証人喚問の要求が出されました。これについては、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、証言を求める事項もさきの澤谷氏と同じ取り扱いでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 では、そのようにしたいと思います。

締め切り日を守って質問を出していただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 案件の7、その他です。その他、皆様から御意見等ありますか。中村委員。

○中村美津緒委員 11月28日に証人喚問が始まるわけですが、その際に来

てくださる方に対しまして、来る方は私たちが持っている 100 条調査権を行使した資料はもちろんお見せすることはできませんが、私が正規なルートで情報公開、開示請求をして得た資料を、このような資料が手元にありますが記憶はありませんかみたいに、その方に対しまして資料をお見せすることはできるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 誰にですか。傍聴者にですか。

○中村美津緒委員 傍聴者ではなくて証人です。よく東京都議会でもでっかいフリップでやりますが、そこまでの技術がないので。

○丸野達夫委員長 ごめん、ちょっと私もハンドブックの内容、今頭にないんだけれども。議会事務局、わかりますか。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 これにつきましては、質問の手法ですので、委員会としてそのような質問の手法を認めるのであれば許されるものというふうには考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 であれば、ぜひ許可をしていただきまして、証人に対しまして、このような手元に私は資料がありますけれども記憶はございますかというふうにお示ししたいと思いますが、ぜひ許可をいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 1 点だけ補足させていただきます。

手法としては、協議で調べばそういう手法をとることも可能かとは思いますけれども、あくまでも、今回の証人尋問の質問方法につきましては、民事訴訟法並びに民事訴訟規則に基づく形になりますので、そこで禁じられている質問の方法をとられた場合には、それは当然注意と申しましょうか、どのような質問はちょっとできないというふうな形にもなるでしょうから、もし仮に行うことになったとしても、その点を御注意、御留意いただくような形になろうかとは思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 この取り扱いにつきまして協議したいと思いますが、いかがですか。

[「よろしいです」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 活用することで構わないということにしたいと思います。ほかにございますか。秋村委員。

○秋村光男委員 ちょっと聞き逃したといいますか、認識不足といいますか、そういうことなんですか。ムラヤマ建設工業株式会社の村山さんが出頭の取り消しというふうなことになりましたよね。その理由は、ここに書か

れている回答の補足のこの文書を読めばということですか。

○丸野達夫委員長 そうですね。要は……。山脇委員。

○山脇智委員 もともと質問書を出して、文書による回答が1回来ているわけですよね、各質問項目に対して。ただそれは余りにもやはり詳細さに欠けるし、この疑惑に対して説明が十分ではなかったと思うんですけども、今回の回答書はやはりちゃんと誠意をもって各事項に対して答えてるし、この内容が、私はこれ以上のものは、仮に証人喚問をして聞いたとしても出てこないと思います。なので私は今回要求した立場からもこの証言が信用できると思うので、先ほど委員長から取り下げるべきだという意見が出たときに私も賛成をしたものです。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 以前質問に対する回答が出てきました。それを私は見ました。そしてさらにこの補足が出たというのは、これは、この百条委員会から補足を要求したのではなくて、村山さんみずからが補足をしたいということで、このペーパーを出してきたものですか。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 ただいまの補足の文書につきましては、あくまでも村山さんのほうから主体的に委員長宛てに送られた文書です。

こちらから要求したものではありません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 きのうかおとといかおいでになったんでしょう。これは持参したんでなかつたですか。持参したんですよね。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 その文書につきましては、本人ではありませんけれども、代理の方が事務局まで文書を持参したものです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうしますと、例えば、澤谷元社長の部分とか、あるいは加賀谷元副社長の回答書を見て、ちょっとこれでは不十分だなということです。証人喚問をしたいという話になっていますけれども、この人たちが補足の回答書を出したいというふうな形になれば、これはどういう扱いになりますか。

○丸野達夫委員長 同じじゃないですか。秋村委員。

○秋村光男委員 同じですよね。

○丸野達夫委員長 ただし、内容が不十分、その補足が不十分であれば同じです。ダメですけれども。秋村委員。

○秋村光男委員 わかりました。

そうすれば、補足を出すことも可能なんですね。

○丸野達夫委員長 可能でしょうけれども、こっちが求めることではないと

思います。秋村委員。

○**秋村光男委員** もちろんこっちでは求めない。向こう側です。証人喚問を予定されている方が、回答の補足をしたいという申し出があった場合には、それは当然受けるということになるわけですね。

○**丸野達夫委員長** 議事調査課長。

○**齋藤賢剛議事調査課長** 今回の証人喚問予定者の文書に限らず、その他これまで多くの皆様から委員長に対してさまざまな文書の送付を受けておりますけれども、基本的にその受理は拒んではおりません。委員長として受理いたしまして、委員の皆様に閲覧等している状況ですので、同じ取り扱いになろうかと思います。

以上でございます。

○**丸野達夫委員長** 当初から申し上げていますが、証人の精神的な負担を考えると、私は、当初から証人は余り呼びたくないという考えがありますので、できるだけ文書で回答していただければ、その旨を信じていきたいなどは思っています。秋村委員。

○**秋村光男委員** 私も立場として全く同じです。終わります。

○**丸野達夫委員長** ほかにありますか。仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 今この百条委員会の問題ではなくて、9月議会の予算・決算特別委員会での質疑があった——補助金のです、パンのオープン等の関係です。あれで市が告発できなかつたということが報告されましたね。それで、これで終わりにしていいものかというふうに私は思うんです。何かとても曖昧で、本当は市は告発をしたかったんだけれども警察は受理しなかつたということだったんですけども、どういうことで受理しなかつたか、どういう言い方をして警察が受理しなかつたか、そこら辺は私どもはよくわかりません。それで、私はこれも皆さん、委員長にお願いいたしますが、これも100条で取り上げていただきたいと、それを今後の委員会に取り上げていただきたいと思うんですが、それを委員長のほうにお計らいをお願いしたいと思います。

○**丸野達夫委員長** 100条の調査事項に関しましては、本会議の議決をもつてしなければなりませんので、私が望むのか望まないのかは別として、調査事項の変更が必要だということであれば、本会議の議決に付したいと思いますが。この委員会での意思確認もしなきやだめなのでですか。本会議だけでいいですか。議事調査課長。

○**齋藤賢剛議事調査課長** ただいま現時点での本委員会にいわゆる付議されている調査事項というのは、皆様御存じのとおり2点の調査事項のみですので、本委員会にさらに追加したいということであれば、その旨本会議で議決する必要があります。そのことの段取りについては、多分、ちょっとこれま

で取り扱いしていないのであれですかけれども、その運用の取り扱いにつきましては、本委員会でその運用方法を取り計らうのではなくて、あくまでも本会議の運営方法の手法の話になりますので、しかるべき委員会——今、多分、協議するのに最もふさわしいとすれば、議会運営委員会か、あるいはさらにその上位と申しましょうか、大きな流れとなります各派代表者会議かというふうなステージでの協議になろうかというふうには想定はしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 提出は拒めないので、もし調査事項の変更が一個人的にはちょっと嫌ですかけれども、調査事項の変更が必要であれば、議運を通じて、提出していただければ、議運で決定して、その後上程という形になるのかな。ごめんなさい、確認する形で。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 いずれにいたしましても、第4回定例会の本会議のある日が複数ありますので、どの日の本会議で諮るかは置いておきまして、その諮る日も含めて多分いずれかのステージ、場面で協議して、その協議の結果に基づいて、当該日の本会議で追加の議決をしていただく流れになろうかと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 よろしいですか。それでは、誰がやりますか。山脇委員。

○山脇智委員 私も今回、什器備品の関係については質問をした経緯もあるので、仲谷委員の提案には賛成なんですかけれども、調査事項の追加は、動議または決議により調査事項の追加の議決を本会議でとる必要があるということですので、調査事項の追加申出書というのを届け出した上で本会議で議決するという流れになると思いますので、これは……。なので議運に出すという形になると思いますので、そういうふうに、もし委員会で調査事項に加えるというのが多数なのが多數なのが多數なのであれば、そういう手続をとって調査事項に加えるというふうにしていきたいというふうには思います。

○丸野達夫委員長 是非は諮れないで、出したいということは止められませんので。なので、ここでもし調査をするとすれば、本会議の議決が必要ですでの、そのように手続をとっていただきたいと思います。

ほかにありますか。なければ私から報告であります——その前に、証人喚問当日の証人の席の確認をさせていただきたいんですが、できますか。

〔齋藤賢剛議事調査課長「資料を配付いたします」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 資料配付、お願ひいたします。

〔資料配付〕

○丸野達夫委員長 これについて御意見といつても、特段問題なければ、よろしいですか。山脇委員。

○山脇智委員 意見といいますか、前回の百条委員会のときにちょっと傍聴

席が狭かったというような意見も出されまして、今回証人喚問ということでもしかすると傍聴人が多く来ることもあるかもしれないので、傍聴席のほうはしっかりと確保できるような配置というか、スペースにしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

○丸野達夫委員長 委員外議員の席も委員の後ろのほうに移しましたので、傍聴者の席は確保できているものと私は思いますが……。答えになっているかな。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 では、このような席図で行いたいと思います。

それと、現在、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木弁護士に対して、記録の提出を請求しているところですが、提出に伴う記録検索手数料の金額について、現在、鈴木弁護士と本委員会の顧問弁護士である竹中弁護士とで交渉中でありますので、交渉がまとまり次第、委員の皆様には持ち回りで報告させていただきます。

また、青森市長に対し、記録の提出を請求しておりました、株式会社B S Mモニタリング資料につきましては、既に御案内のとおり昨日受理しておりましたので、閲覧を希望する委員はこの後、もしくは事務局に御連絡いただければと思います。

次回の委員会の開催日ですが、次回の……（「委員長、済みません」と呼ぶ者あり）議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 先ほどの調査事項の追加ですけれども、私、先ほど御説明した内容はあくまでも本会議の議決が必要だという趣旨の発言をさせていただきました。基本的には、今ちょっと解説のほうを確認いたしましたところ、本会議の議決が必要だというのは、100条調査が本会議において行われている場合は本会議の議決が必要だというふうな解説になっております。要は、いわゆる100条調査権の行使は、本会議で調査を行う場合と、特別委員会を設置してそこに付託して行われる委員会で行われる場合と、大きく分けて2種類ありますけれども、ただいまの委員会の場合は、委員会を設置して、委員会にその調査権を付与して委員会において行っているいわゆる100条調査になりますので、その場合におきましては、調査を追加する事項を委員会において議決し、そして、本会議に申出書として提出して、その提出された申出書に従って本会議において議決する手続というふうな流れになりますので、もしそういった流れなのであれば、ここの部分、済みません、改めて追加すべき調査事項等を整理していただく必要がありますので、会議終了後、改めまして事務局のほうから必要となる事項の回答票を配付させていただきます。今回は仲谷委員からの提案ということであれば、仲谷委員に必要部分を記載していただいて、その内容で追加することでいいかどうか、次回以降

の委員会で御協議いただいて、委員会として議決をして、次の本会議の議決を得るステップに移るというふうな流れになります。その部分を済みません、補足、追加、訂正させていただきます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 済みません。私も間違った認識をしておりました。

それでは、次回以降の委員会で協議し、議決したいと思いますので、後ほど仲谷委員には事務局がお伺いいたします。

次回のアウガ調査特別委員会の開催は、11月28日午前10時からあります。

なお、当日は本日配付いたしました「アウガ問題調査特別委員会 証人尋問質問要旨一覧」を忘れずに御持参くださいますようお願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも初期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)